

杉戸町空家等対策計画

令和6年度～令和10年度

令和6年3月発行

令和7年3月修正

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 背景	1
2 対象地域	1
3 対象となる空家等の種類	1
4 計画期間	2
第2章 空家等の現状と課題	3
1 町の現状	3
(1) 杉戸町の人口と世帯数	3
(2) 空き家数	4
(3) 実態調査と相談件数	6
2 空家等を取り巻く課題	8
第3章 基本方針	9
1 基本方針	9
2 推進体制	9
3 管理不全空家等の措置	13
(1) 管理不全空家等への該当を判断する際の基本的な考え方	13
(2) 判定の手続き	13
(3) 措置の内容	13
4 特定空家等の措置	15
(1) 特定空家等への該当を判断する際の基本的な考え方	15
(2) 判定の手続き	15
(3) 措置の内容	15

第4章 空家等に関する対策	17
1 空家等の減少に向けた対策の実施	17
2 適切な管理の促進	17
(1) 地域住民等からの情報収集と所有者への情報提供	17
(2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定による 所有者への管理の強化	17
(3) 所有者等が不明な空家等に対する財産管理制度の活用	18
3 予防	18
4 活用の促進	18
資料編	20
1 空家等対策の推進に関する特別措置法	20
2 杉戸町空家等対策協議会	39
(1) 杉戸町空家等対策協議会条例	39
(2) 委員名簿	41
3 杉戸町空き家等対策庁内検討委員会設置規程	42

用語の説明

本計画における用語については、以下のとおりとします。

「空家等」

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項の「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）」を指します。

「管理不全空家等」

空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定される、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空家等を指します。

「特定空家等」

空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の以下のいずれかの状態にあると認められる空家等を指します。

- ・ 著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・ 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・ 著しく景観を損なっている状態
- ・ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態

なお、住宅土地統計調査における「空き家」や、「空き家バンク」などの固有名詞によるものは、そのまま表記します。

第1章 計画の趣旨

1 背景

少子高齢化による人口減少が続くなか、核家族化に伴う世帯構成の変化は高齢者のみの世帯や高齢者の一人世帯を増加させ、将来的に誰も使用していない空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に規定する「空家等」）が多く発生してしまう結果となっています。

これらの空家等の中には適切な管理がされないまま放置された状態が続き、地域の中で景観、防災、防犯など様々な問題を発生させるものがあります。

深刻化する空家等の問題に対応するため、本町においては、国の法施行にあわせて平成27年度から町内に点在する空家等の実態把握に努め、所有者等へ適正な維持管理に向けた情報提供を実施してきました。

しかしながら、年々、建物の老朽化や景観の悪化が進む中で、空家等の戸数の増加が懸念されるところです。今後、管理不全となる空家等を増やさないためにも、計画的に対策を推進していく必要があります。

2 対象地域

本町の空家等は町内に広く点在し、各地域より相談や苦情が寄せられています。このため、空家等に関する対策の対象地域は、町内全域とします。

3 対象となる空家等の種類

本計画において対策の対象とする空家等の種類は、法第2条で規定される空家等（建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地）とします。

よって、対象とする空家等は住宅用途に限らず、店舗、事務所、倉庫等も含まれることとなりますが、本計画では相談の多くを占める住宅を優先して対策を進めて

いくこととします。

なお、空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する」ものについては、原則として対象から除外するものとしませんが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、例外的に本計画の対象とするものとしします。

また、対策に取り組む際の優先順位については、悪影響が及んでいる状況（危険度等）を判断し対応していくこととします。基本的には、後述の特定空家等への対応を優先していきます。

【悪影響を及ぼしていると認められる状態の例】

- ・ 法第2条第2項で規定された「特定空家等」。
- ・ 現在のところ影響は少ないが、近々に悪影響を及ぼすことが容易に判断できるもの。

4 計画期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）の5年間とします。また、制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 空家等の現状と課題

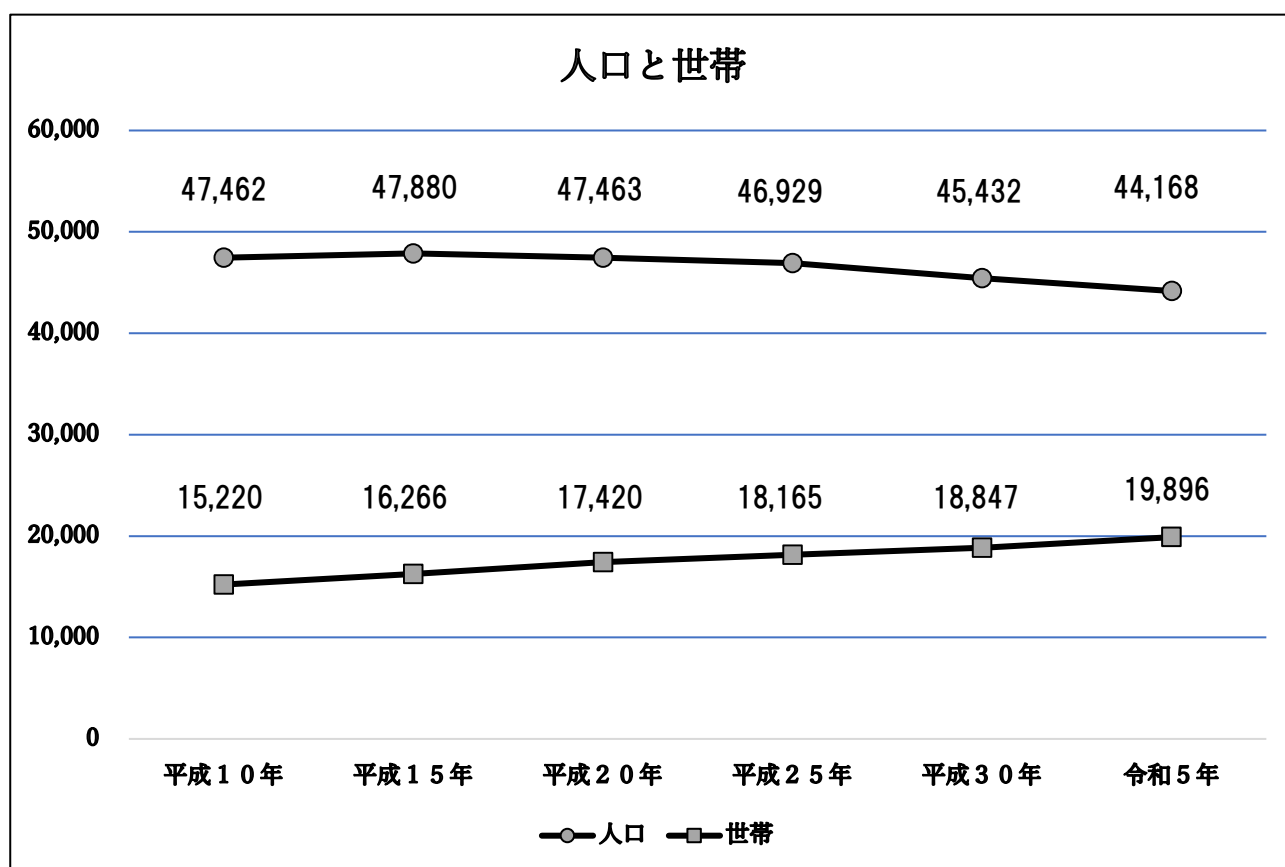
1 町の現状

(1) 杉戸町の人口と世帯数

本町の人口は、少子高齢化や都市部への人口流出の影響により、緩やかなカーブを描きながら年々減少しています。

一方、子育て世帯の転入が増加しており、年少人口の社会増が生じております。また、総じて人口は減少しているものの、世帯数は年々増加傾向にあります。少子高齢化が進展していく中で、将来的に単身世帯の長期入院・施設への入所などにより、誰も住んでいない状況が長く続くことも懸念されますので、適切な住宅の管理をおこなっていかねば、今後、空家等の発生する頻度が高まっていくおそれがあります。

杉戸町の人口と世帯



住民基本台帳（各年1月1日時点）

(2) 空き家数

総務省では、5年ごとに住宅・土地統計調査を実施しています。全国的にみても住宅数の増加に対して空き家数も比例して増加しており、空き家率も増加しています。埼玉県においては、全国と同様の傾向にありますが、平成30年では空き家数が減少したため空き家率も下がっています。

本町においては、平成15年に空き家数及び空き家率が減少しましたが、その後、全国や埼玉県と同様に空き家数が増加してきており、平成30年では埼玉県の空き家率に近い割合となっています。

なお、住宅・土地統計調査における「空き家」は、二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅、その他の住宅に分類されます。本計画では「その他の住宅」を主な対象として、把握に努めてまいります。

注釈

- ・二次的住宅：別荘及びたまに寝泊まりする人がいる住宅
- ・賃貸用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸のために空き家になっている住宅
- ・売却用の住宅：新築・中古を問わず、売却のために空き家になっている住宅
- ・その他の住宅：二次的住宅、賃貸用の住宅及び売却用の住宅の他に、人が住んでいない住宅で、転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替え等のために取り壊すことになっている住宅

空き家の推移

		平成 1 0 年	平成 1 5 年	平成 2 0 年	平成 2 5 年	平成 3 0 年
全国	住宅数	50,246,000	53,891,000	57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空き家数	5,764,100	6,593,300	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空き家率	11.5	12.2	13.1	13.5	13.6
埼玉県	住宅数	2,595,300	2,826,600	3,029,000	3,266,300	3,384,700
	空き家数	257,400	237,100	322,600	355,500	346,200
	空き家率	9.9	9.7	10.7	10.9	10.2
杉戸町	住宅数	16,620	16,750	17,580	18,990	19,090
	空き家数	1,860	1,200	1,490	1,950	1,960
	空き家率	11.2	7.2	8.5	10.3	10.3

住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(3) 実態調査と相談件数

本町では、平成27年度に行政区長へ地域の空き家（戸建て住宅に限る。）について調査を依頼しました。行政区長の近接目視による情報提供を受け、369件の空き家情報を把握し、現地調査を実施しました。調査の結果、138件は管理をされている空き家であり、残りの231件のうち、防犯や景観など状況が良くないと判断できるものをA、放置しておく状況が悪化していくおそれが高いものをB、適正な管理が軽易に行えるものをCと区分して空き家情報を管理していくこととしました。

令和4年度末時点では300件を把握しており、年々、戸数が増加している状況です。

把握件数（全体）

	H27	R4
A	4	5
B	39	45
C	188	250
計	231	300

各年度末時点

把握件数（地区別）

	H27	R4
中央地区	84	115
西地区	43	51
東地区	16	17
南地区	16	22
泉地区	72	95
計	231	300

各年度末時点

なお、空き家に関する苦情や相談は、毎年 90 件程度を受けており、横ばいが続いています。また、相談内容は樹木の繁茂が最も多く、幹や枝葉の越境による不快感や、落ち葉による火災への不安などの相談が多くあります。

過去 5 年の相談件数

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
97	92	87	101	88

各年度末時点

令和 4 年度の相談内容（1 件の相談で複数該当あり）

樹木	42
雑草	23
建物	23
小動物	13
害虫	9
ごみ	4
水漏れ	1

令和 5 年 3 月 31 日時点

2 空家等を取り巻く課題

空家等が管理不全のまま放置されることにより、地域の中で多くの問題が生じます。今後、増え続けていくことにより、地域活力の低下や過疎化といった社会的問題へつながることが懸念されます。

<近隣への悪影響>

空家等が放置されると、倒壊事故や屋根材等の飛散事故が発生する危険性があります。

また、空家等敷地内の草木の繁茂により隣地や道路への草木の越境、有害鳥獣の棲み家、敷地内へのゴミの不法投棄など、近隣の環境悪化を招く原因となります。

<地域全体への悪影響>

不審者による侵入や放火など空家等が犯罪の温床となるおそれがあります。また、破損や腐食を著しく生じている空家等は良好な景観を害するなど、地域全体へ悪影響を及ぼします。

<所有者の管理意識の低下>

相続による所有や、遠方に居住しているために建物や敷地の状況を把握できていないなど、所有者としての問題意識や危機意識の低い方が見受けられます。

<空家等の増加に伴う地域活力の低下と、さらなる悪循環（過疎化・空洞化等）の懸念>

人口減少による空家等の増加は、地域コミュニティの希薄化を伴い、地域の魅力や活力の低下にもつながります。その後、更なる人口減少へといった悪循環に陥り、地域の過疎化につながるおそれがあります。

<将来の人口減少による空家等のさらなる増加>

少子高齢化などにより将来の人口減少が予測され、人口に対して住宅数が過剰となり空家等の件数が増加し、管理不全などの問題が増大する要因となります。

第3章 基本方針

1 基本方針

空家等は所有者が責任をもって適切に管理していくことが原則となります。しかしながら、核家族化や高齢化などの社会環境の中で、建物の維持や管理を行う者が誰もいない空家等が増えていくことが予測されます。

そこで、町は、周辺の防犯環境や生活環境に影響を及ぼす十分な管理の行われていない空家等を減少させていくため、「適切な管理の促進」、「予防」、「活用の促進」を基本的な柱として、取組を推進します。

2 推進体制

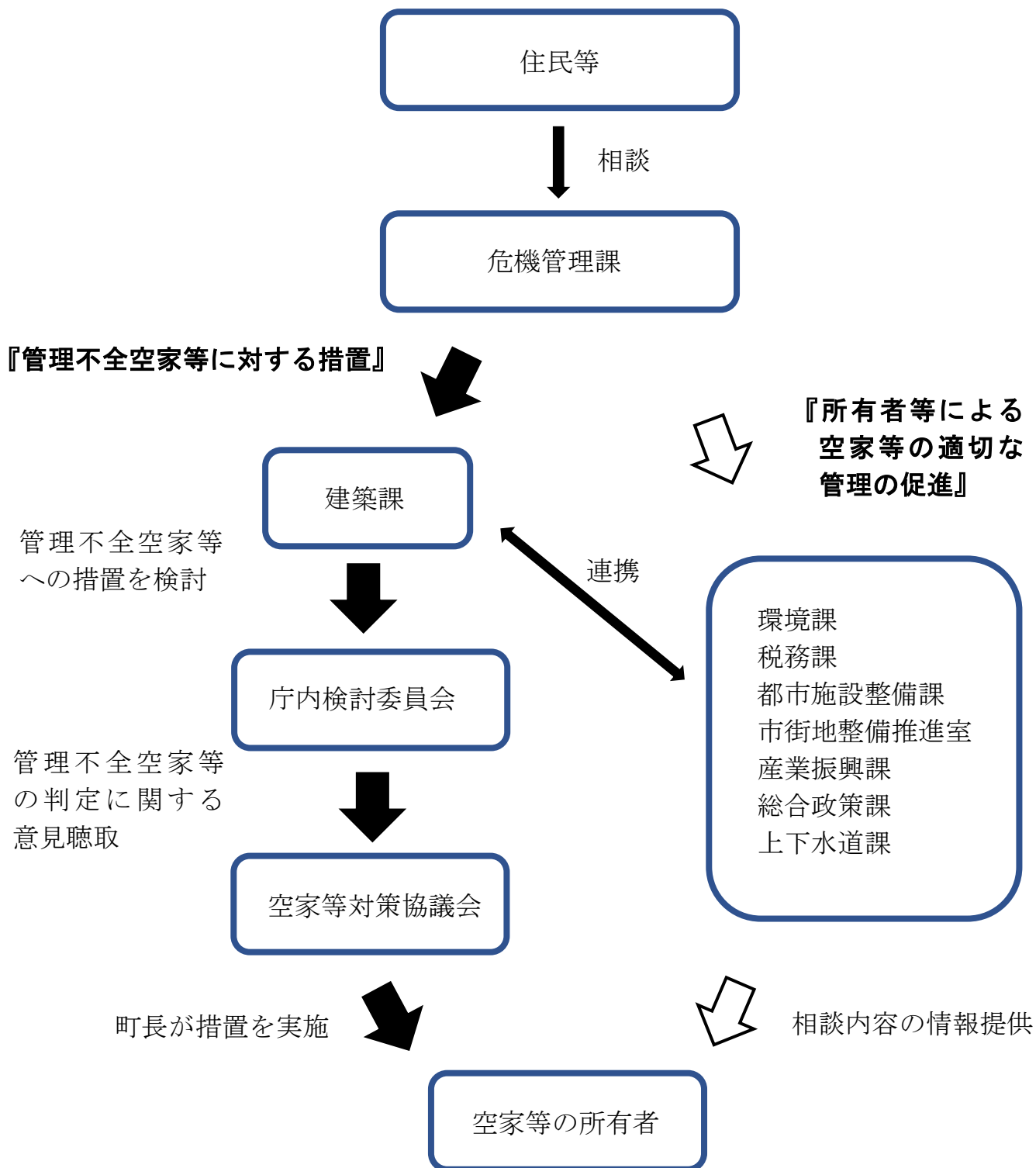
空家等の対策を実施するに際しては、町の様々な部局に関係することから、危機管理課が総合窓口となって行政区長、地域の自治会及び近隣住民（以下「地域住民等」という。）から相談を受け付け、必要に応じて関係課と連携し、空家等の所有者へ適切な管理を求めています。

また、管理不全により危険性の高いと思われるものは、現地調査等を実施し、杉戸町空家等対策協議会の意見を踏まえて「管理不全空家等」または「特定空家等」の認定を行います。

空家等の相談の担当課

実施内容	事務担当課
総合窓口、現地確認、関係課への情報提供、所有者等への情報提供に関すること 防災、防犯に関すること	危機管理課
管理不全な空家等の調査、特定空家等への措置の検討に関すること	建築課
空き地等の適正管理に関すること（雑草・樹木の越境、不法投棄、有害鳥獣等）	環境課
特定空家等の勧告に伴う、固定資産税の住宅用地特例の解除に関すること	税務課
樹木の繁茂等による町道への越境に関すること。	都市施設整備課
中心市街地の空き店舗の活用に関すること	市街地整備推進室
空き店舗の活用に関すること	産業振興課
空き家への移住・定住に関すること	総合政策課
漏水への対応、水道使用に関すること	上下水道課

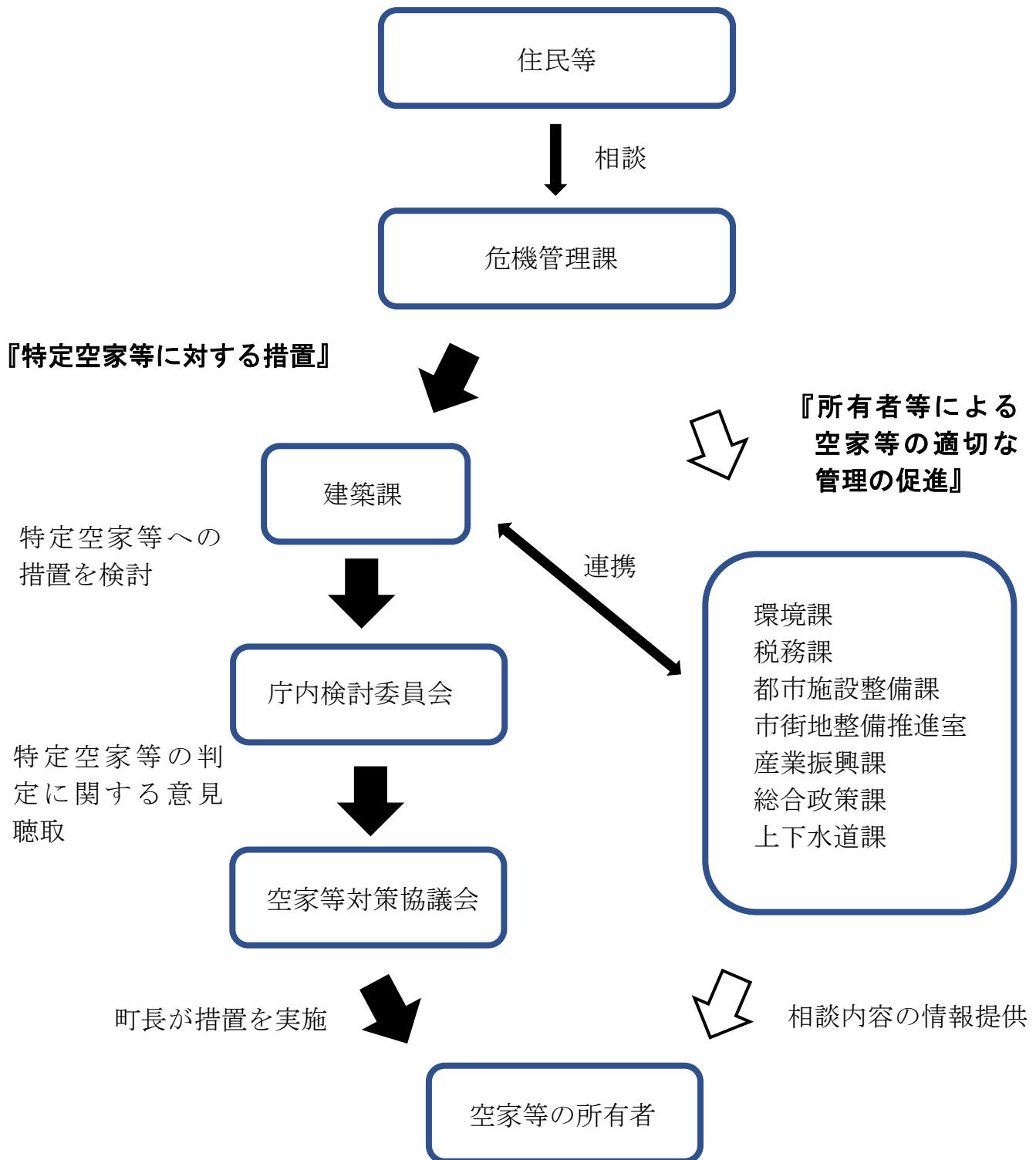
関係課との連携フロー（管理不全空家等）



白矢印：法第12条による所有者等への情報提供

黒矢印：法第13条による管理不全空家等に対する措置

関係課との連携フロー（特定空家等）



白矢印：法第12条による所有者等への情報提供

黒矢印：法第22条による特定空家等に対する措置

3 管理不全空家等の措置

(1) 管理不全空家等への該当を判断する際の基本的な考え方

管理不全空家等とは、法第13条第1項にて、

○空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等と規定されています。

町における空家等が上記の管理不全空家等に該当するかの判断は、国土交通省が定めた「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）及び「埼玉県空き家対策連絡会議」が策定したマニュアルを活用し、該当の有無を判断するものとします。

(2) 判定の手続き

管理不全空家等への該当の判定は、関係各課で組織する「杉戸町空き家等庁内検討委員会」が行います。そして、庁内検討委員会では必要に応じて「杉戸町空き家対策協議会」に諮り、専門的な立場からの意見を伺ったうえで、最終的に町長が判定します。

(3) 措置の内容

ア、助言又は指導（法第13条第1項）

管理不全空家等と判断された空家等は、助言又は指導の措置を講ずることとなります。

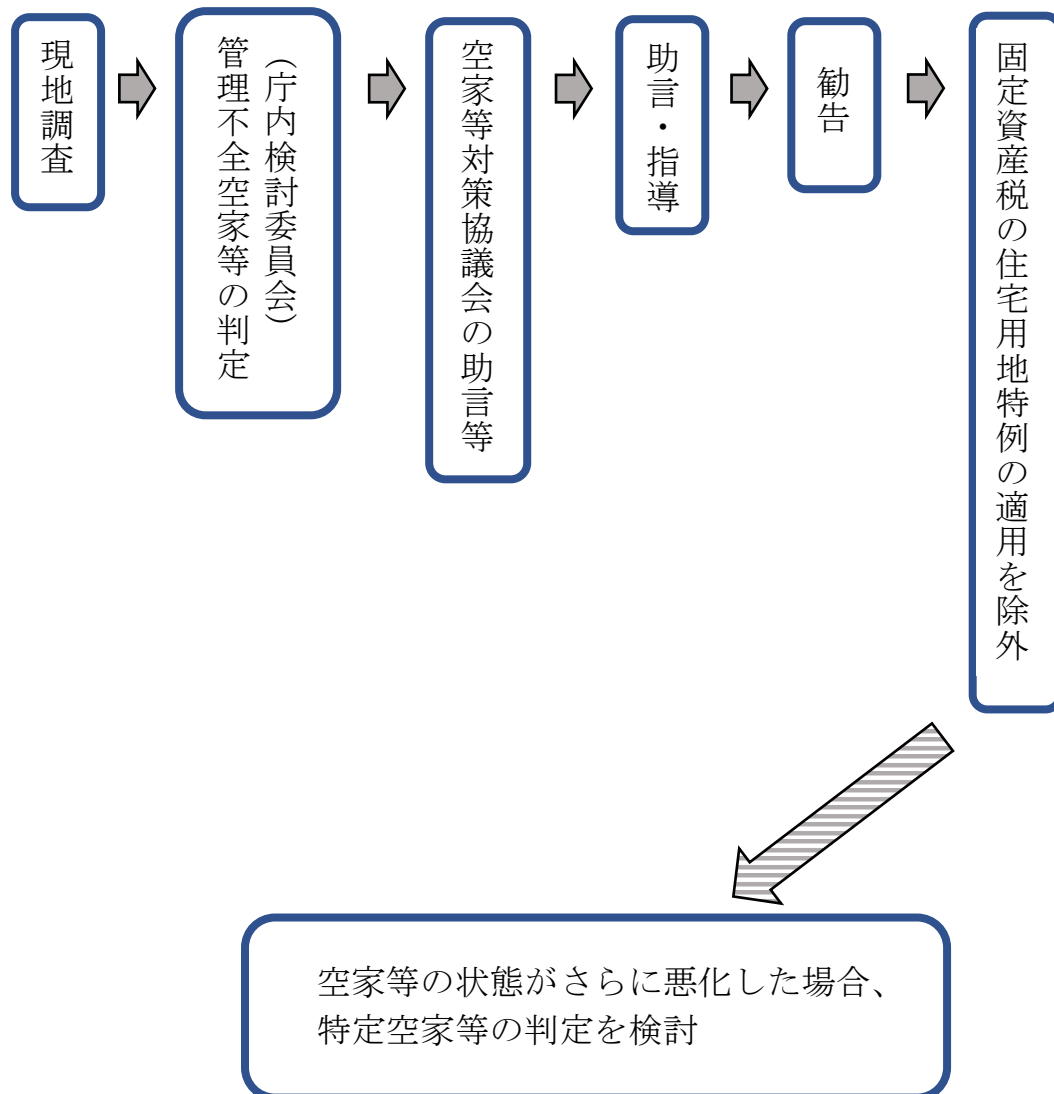
イ、勧告（法第13条第2項）

又は指導してもなお管理不全空家等の状態が改善されないときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告します。

なお、勧告を受けた管理不全空家等の敷地（土地）については、住宅用地に

対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されます。

管理不全空家等の対応フロー



4 特定空家等の措置

(1) 特定空家等への該当を判断する際の基本的な考え方

特定空家等とは、法第2条第2項にて、

○そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

○そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

○適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

○その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

以上のいずれかの状態にあると認められる空家等と規定されています。

町における空家等が上記の特定空家等に該当するかの判断は、国土交通省が定めた「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）及び「埼玉県空き家対策連絡会議」が策定したマニュアルを活用し、該当の有無を判断するものとします。

(2) 判定の手続き

特定空家等への該当の判定は、関係各課で組織する「杉戸町空き家等庁内検討委員会」が行います。そして、庁内検討委員会では必要に応じて「杉戸町空家等対策協議会」に諮り、専門的な立場からの意見を伺ったうえで、最終的に町長が判定します。

(3) 措置の内容

ア、助言又は指導（法第22条第1項）

特定空家等と判断された空家等は、助言又は指導の措置を講ずることとなります。

イ、勧告（法第22条第2項）

助言又は指導してもなお特定空家などの状態が改善されないときは、当該特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとること

を勧告します。

なお、勧告を受けた特定空家等の敷地（土地）については、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外されます。

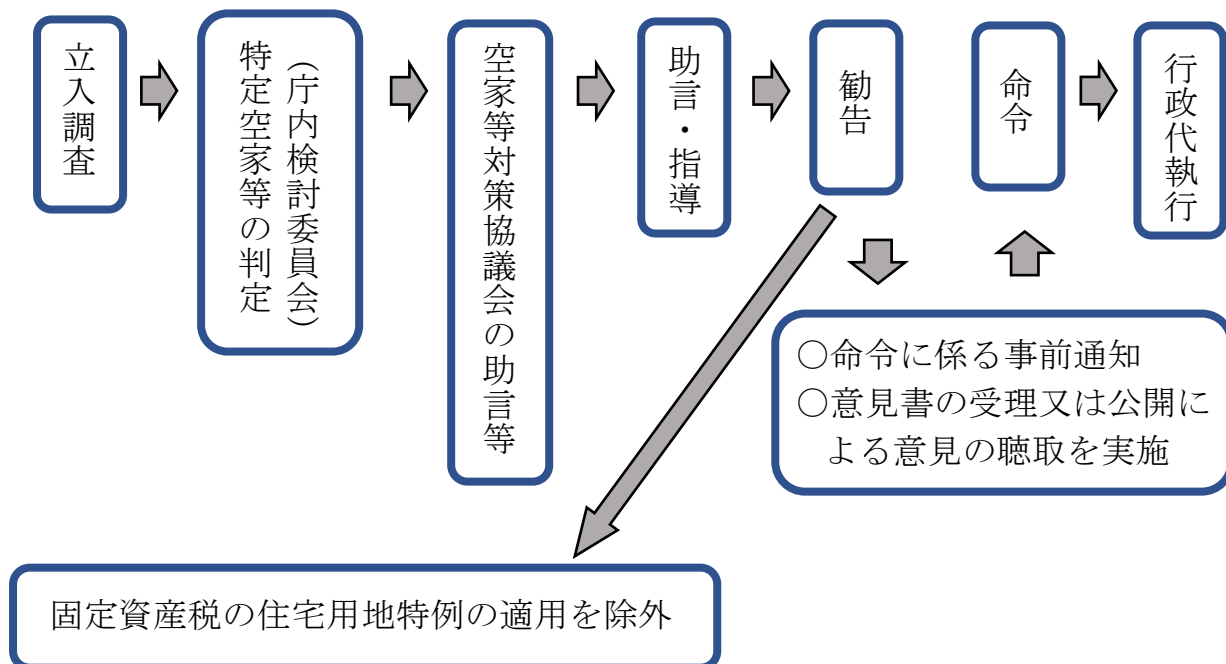
ウ、命令（法第22条第3項～第8項）

勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときには、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命令します。

エ、行政代執行（法第22条第9項）

命令を受けた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行を検討します。

特定空家等の対応フロー



第4章 空家等に関する対策

1 空家等の減少に向けた対策の実施

空家等は、法第3条において「空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているように、所有者自らが適切に管理することが原則です。

しかしながら、管理が不全となった要因や空家等から生じる問題は多岐にわたるため、建物ごとに実施する対応は異なります。空家等の状況に応じた取組を推進し、空家等から発生する問題を未然に防ぐとともに、空家等を減少させていくことが重要です。

2 適切な管理の促進

(1) 地域住民等からの情報収集と所有者への情報提供

空家等の所有者は、経済的な事情や、遠方に居住しているため空家等の状況を把握していないなどの個別の事情があるものと推測されますが、自らの管理責任を全うしていない場合も考えられます。適切に管理することが原則となりますので、地域住民等から相談を受けた場合には、空家等の所有者を特定していくとともに、現地の状況を確認し、所有者へ情報提供することで適切な管理を求めています。

また、町内の空家等を把握していくため、相談のあった空家等の場所や状況をデータベース化し、関係課で情報共有を図りながら連携した対応を図っていきます。

(2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定による所有者への管理の強化

所有者への情報提供により改善を促した場合においても管理不全な状況が継続し、国のガイドラインや埼玉県の判定マニュアルに該当する状況に至った場合に

は、法に基づき助言又は指導、勧告、命令、行政代執行の措置を検討します。所有者等に対し、法に基づいた所定の措置を講ずることで、管理不全空家等及び特定空家等の解消に努めていきます。

なお、危険度の高い特定空家等については、危険排除と公費負担を行う公益性、公平性について十分な検討を行い、行政代執行による解決を図るものとします。

(3) 所有者等が不明な空家等に対する財産管理制度の活用

財産管理制度とは、財産の所有者や相続人が不明な場合に、家庭裁判所が選任した財産管理人が当事者に代わって財産の処分等を行う制度です。相続放棄等により、所有者が不明である等、空家等の改善が滞ることとなった場合には、必要に応じ、財産管理制度を活用した空家等の解消を検討します。

主な財産管理制度

相続財産清算制度（民法第952条）

所有者が死亡し、相続放棄などにより、相続人のあることが明らかでない場合に活用できる制度。

3 予防

空家等は、放置された建物の老朽化や草木の繁茂が進むほど、修繕や除却等に要する経費が増大し、管理不全のおそれが高まります。また、放置年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になります。空家等対策については、問題が深刻化する前の早期対応が重要となることから、広報すぎとやホームページ、窓口に配置するパンフレット等により、建物所有者への周知や啓発に努め、将来的に管理不全となる空家等を発生させない町を目指していきます。

4 活用の促進

空家等は、老朽化が進むほど資産価値も下がり、市場での流通が難しくなるお

それがあります。管理不全な状況となる前に、売却や賃貸の意思のある所有者が不動産を流通させることで、新たな所有者による適切な管理が行われ、空家等の状態を解消することができます。

このため、町では空家等の有効活用が図れるよう、「杉戸町空き家バンク」を開設しています。杉戸町空き家バンクでは、売却や賃貸を希望する所有者と、購入や賃借を希望する利用希望者とのニーズに応じていくことで、空家等の減少と移住促進を目指すものです。

また、創業を希望される方への空き店舗や空き家の活用を促進していくための、改装に必要な補助金制度を実施し、商店街の振興や活性化を図っていくことや、大学やまちづくりに関わる団体などの活動拠点として利用する際の支援について検討していくなど、関係課や地域の関係団体と町内の連携を深めながら、活用を促進していきます。

なお、空家等は、個人のほか民間事業者による活用も想定されます。ニーズに応じた活用が図れるよう、民間事業者との連携についても検討していきます。

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成26年法律第127号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第14条第2項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第3条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第5条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第6条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- (4) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事

項

- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第7条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - (2) 計画期間
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置（第22条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項から第11項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第5号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区

域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

- (1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 2 条に規定する中心市街地
- (2) 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 8 号に規定する地域再生拠点
- (3) 地域再生法第 5 条第 4 項第 11 号に規定する地域住宅団地再生区域
- (4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第 2 条第 2 項に規定する重点区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
- (2) 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第 16 条第 1 項及び第 18 条において「誘導用途」という。）に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項

5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この項及び第 9 項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第 10 項において

同じ。)について第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第43条第2項(第1号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第17条第2項の規定により読み替えて適用する同法第48条第1項から第13項まで(これらの規定を同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。第9項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

6 前項の第17条第1項の規定により読み替えて適用する建築基準法第43条第2項の規定の適用を受けるための要件(第9項及び第17条第1項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員1.8メートル以上4メートル未満の道(同法第43条第1項に規定する道路に該当するものを除く。)に2メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

7 市町村は、第3項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市を除く。)は、第3項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。第18条第1項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第5項の第17条第2項の規定により読み替えて適用する建築基準法第48条第1項から第13項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特

例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定又は同法第48条第1項から第13項まで(これらの規定を同法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。第17条第2項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。

11 空家等対策計画(第3項に規定する事項が定められたものに限る。第16条第1項及び第18条第1項において同じ。)は、都市計画法第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

14 第7項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

第8条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その

他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第2章 空家等の調査

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第15条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第13条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止する

ために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

- 第14条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治29年法律第89号）第25条第1項の規定による命令又は同法第952条第1項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の8第1項の規定による命令の請求をすることができる。

- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の9第1項又は第264条の14第1項の規定による命令の請求をすることができる。

第4章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

- 第15条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

- 第16条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第7条第4項第2号に規定する空家等の

種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第17条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第6項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第43条第2項第1号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第6項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

- 2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第7条第12項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第5項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第48条第1項から第13項までの規定の適用については、同条第1項から第11項まで及び第13項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第1項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第12項（同条第14項

において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第1項に規定する空家等対策計画に定められた同条第9項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第2項から第11項まで及び第13項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第12項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第18条 都道府県知事は、第7条第12項(同条第14項において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第4条第10項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第42条第1項ただし書又は第43条第1項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第7条第8項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和27年法律第229号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第19条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第21条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の

賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第49条の規定の適用については、同条第3号中「第21条に規定する業務」とあるのは、「第21条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第19条第1項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第20条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第1項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第21条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)第13条第1項に規定する業務のほか、市町村又は第23条第1項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第5章 特定空家等に対する措置

第22条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に

対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和2

3年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

12 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

13 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を

拒み、又は妨げてはならない。

15 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第6章 空家等管理活用支援法人

（空家等管理活用支援法人の指定）

第23条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第24条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。

- (2) 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- (3) 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第25条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第26条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（支援法人による空家等対策計画の作成等の提案）

第27条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（市町村長への要請）

第28条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第14条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第14条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第1項の規定による要請があった場合において、第14条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第7章 雑則

第29条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関す

る対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第8章 罰則

第30条 第22条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和5年6月14日法律第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第7条第8項及び第18条第1項の規定の適用については、新法第7条第8項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号）附則第2条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第22条第10項及び第12項（同条第10項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第6条において「施行日」という。）以後に新法第22条第10項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第14条第10項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第22条第11項及び第12項（同条第11項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第2項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第14条第2項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 杉戸町空家等対策協議会

(1) 杉戸町空家等対策協議会条例

杉戸町空家等対策協議会条例

(令和4年杉戸町条例第27号)

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、杉戸町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関する事項
- (3) 空家等に関する施策の推進に関する事項
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町長のほか、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 町議会の議員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、町長とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の互選による。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、危機管理課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(2) 委員名簿

区分	氏名	所属等	備考
町長	窪田 裕之	杉戸町	会長
地域住民	後藤 茂夫	杉戸町区長会	
町議会の議員	伊藤 美佐子	杉戸町議会	副会長 令和5年8月8日まで
	宮田 雄一		副会長 令和5年10月30日から
学識経験を有する者	佐々木 誠	日本工業大学	
	折原 奈緒美	杉戸町民生委員 児童委員協議会	
	棚瀬 直幸	埼玉司法書士会	
	細田 靖明	埼玉土地家屋 調査士会	
	山崎 信幸	埼玉県宅地建物 取引業協会	
町長が必要と認める者	山田 徳行	杉戸警察署	

杉戸町空家等対策協議会条例第3条第2項により選任

3 杉戸町空き家等対策庁内検討委員会設置規程

杉戸町空き家等対策庁内検討委員会設置規程

(令和4年杉戸町訓令第1号)

(設置)

第1条 本町の空き家等対策の検討及び実施に当たり、庁内関係課で情報と課題を共有し調整を図るため、杉戸町空き家等対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空き家等対策に関する施策及び事業の調整に関する事項
- (2) その他空き家等対策に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は危機管理課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員	備考
副町長	委員長
危機管理課長	副委員長
総合政策課長	
総務課長	
税務課長	
環境課長	
都市施設整備課長	
市街地整備推進室長	
建築課長	
産業振興課長	
上下水道課長	

杉戸町空家等対策計画

令和6年3月発行

令和7年3月修正

発行：杉戸町危機管理課

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

電話：0480-33-1111（代表）

FAX：0480-33-4550（代表）

Mail：kikikanri@town.sugito.lg.jp

H P：http://www.town.sugito.lg.jp/